

朝日新聞デジタル記事

LGBT法案、目的はどこへ？ 行政法学者が見た問題点

聞き手・杉原里美 2023年6月9日 19時00分

**B!**[list](#) 2

コメントプラス

長島美紀さんのコメント

日本大学大学院の鈴木秀洋教授=本人提供

「LGBT理解増進法案」をめぐる、文言の修正や削除をしたり、追加したりする動きがあった。こうした法案で、性的少数者への理解を広げるという本来の目的が達成できるのだろうか。提出過程で出ていた3案について、日本大学大学院の鈴木秀洋教授（行政法・地方自治法）に聞いた。



行政法学者であり、元自治体職員として条例の制定を担当した経験から、現在の「LGBT理解増進法案」の提出過程の報道に驚いている。

まずこの法案は、学校でのいじめや就職時における差別、職場での差別的取り扱いを解消するのが目的だったはずだが、その目的があいまいになってしまった。

実際に学校の現場などで、「男らしさ」「女らしさ」の基準から外れる子どもが虐待や指導を受けるといった事例がある。

本来、こうしたエビデンス（根拠）を立法事実として、その解決のために目的や基本理念を掲げ、国や地方自治体の役割などを定めるのが法律だ。一つの法律が、全ての問題を解決するわけではない。

現在、トランスジェンダーのトイレ利用に関する極端な事例の議論が散見されている。問題があるなら、公衆トイレの設置や利用についての個別具体的な法律の制定や指針などで対処すべきだ。

利用者の様々な不安や心配を尊重しながら、それを解決するための具体的な対処法は複数ある。性的マイノリティーの差別の解消とは次元の異なる法的利益の保護については、同一レベルでパイを奪い合うかのような乱暴な議論をするべきではない。

現在の差別的な状況を改善し、より実効性のある法案を求める観点からは、与野党3案とも課題がある。

しかし、特に維新・国民案には、「すべての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意する」という規定が入れられた。これは多数派への配慮規定ともいえ、差別やいじめ、虐待などに積極的に取り組もうとする現場の手足を縛るものだ。障害者差別解消法に、障害者が健常者に配慮するといった規定を設けるだろうか。

もともとの法律の目的に立ち返り、憲法13条の幸福追求権や14条の差別禁止の理念を具体化するための法案だという位置づけを明確にするべきだ。

「性自認」の修正は、自治体の混乱を招く

また、国と自治体の対等性の視点からも、問題がある。すでに自治体は、「性自認」という用語を使って、差別的事案への対応のために、相談窓口を整備したり、ガイドラインを制定したりしている。

新たに、自民・公明案の「性同一性」や、維新・国民案の「ジェンダーアイデンティティ」という用語が入ってくれば、混乱は必至だ。

自治体は、「性同一性」という用語について、2003年の性同一性障害特例法と結び付いた「障害」という概念から、むしろ使用を避けてきたという歴史がある。

「ジェンダーアイデンティティ」は、さらに使用頻度が低く、なぜ英語・英訳をそのまま使用するのか、立法や法制の実務からは理解しがたい。

これらの法律が成立すると、自治体は、既存の条例や計画について、国が使用している用語との整合性の検討や住民への説明が必要になる。

人的にも財政的にも、多大な労力がかかることになる。国は、こうした自治体現場の負担と混乱を無視すべきではない。

維新・国民案では、学校での理解増進に、「保護者の理解と協力を得て」との文言も付けられた。保護者の理解の有無や程度の把握が求められることになり、学校現場の教員に困難を強いる文言の挿入といえる。

たとえば、保護者に1人でも反対があれば、理解を増進する教育ができないのだろうか。子どもを権利主体とすることも基本法や児童福祉法の基本理念にも反する。

すでに自治体では、10年にわたって丁寧な取り組みを積み上げてきている。

「LGBT理解増進法案」は、自治体の好事例を後退させることなく、地域による命の保障の差異をなくすよう、国としての確固たる土台づくりであってほしい。

そのためには、留意事項や制限事項を入れずに、もう一度立法目的に立ち返って、性的少数者に安全と安心のエールを送る法案を作らなければならないだろう。（聞き手・杉原里美）